

(7) -2

令和8年度 沖縄県最低賃金		
●地域別最低賃金		
	令和8年12月2日～	時間額 1,086 円
●特定(産業別)最低賃金		
※ 令和8年度は「新聞業」、「自動車(新車)小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」は、改正がありませんでした。 このため令和8年12月2日から地域別最低賃金が適用されます。		

(問い合わせ) 沖縄労働局 賃金室 ☎ 098-868-3421